

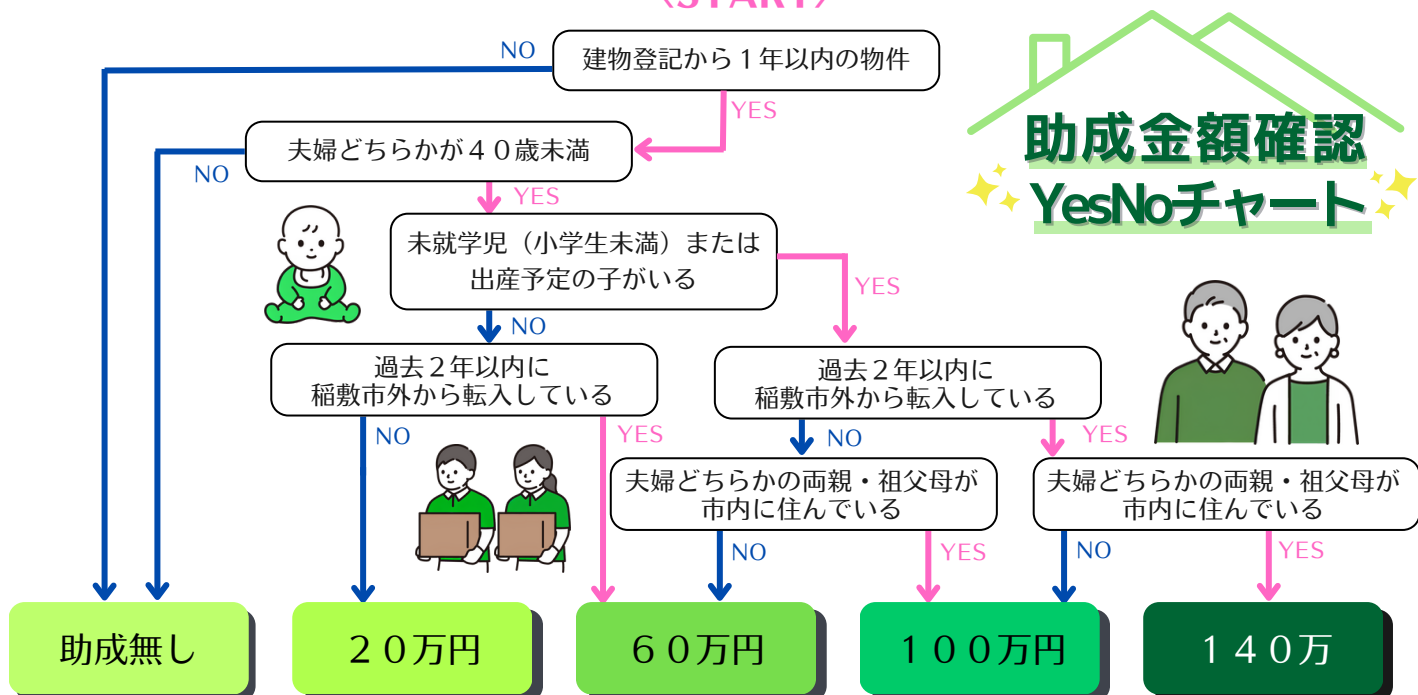
稲敷市

若年夫婦及び若年子育て世帯

# 住宅取得 支援制度

若年夫婦世帯及び若年子育て世帯を対象に、市内での新築住宅取得に対して助成金を交付します。  
市外からの転入世帯、市内で三世代同居・近居をする世帯に対しては、額を上乗せし最大140万円を交付します。

＼START／



Q  
A

若年夫婦世帯とは？

住宅取得日の属する年度の4月1日において、本人又はその配偶者が40歳未満の夫婦が属する世帯をいう。

- 新築の場合…助成対象住宅に係る建物登記簿(全部事項証明書)の「表題部」に記載の「原因及びその日付」
- 建売の場合…助成対象住宅に係る建物登記簿(全部事項証明書)の「表題部」に記載の「登記の日付」

Q  
A

若年子育て世帯とは？

取得日の属する年度の4月1日又は交付申請時において、本人又はその配偶者が40歳未満の若年者及び未就学の子（出産予定の子を含む。）が属する世帯をいう。

Q  
A

転入世帯とは？

その世帯に属するすべての者が転入した世帯（住宅の取得日から2年以内の転入で、転入日から起算して過去2年間、市の住民基本台帳に記載されていないこと。）をいう。

Q  
A

三世代同居世帯とは？

若年子育て世帯と若年者の親（又は祖父母）が属する世帯が、市内で同居又は市内の別の住宅に居住する世帯をいう。

Q  
A

【フラット35】地域連携型とは？

地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。詳細はフラット35取り扱い金融機関にお問い合わせください。

お問い合わせ・申請



029-892-2000 (代) まちづくり推進課

## 要件

1. 市内において取得した住宅であること。
2. 専用住宅又は併用住宅であって、新築（※）又は新築住宅を売買により取得したものであること。  
ただし、相続、贈与その他対価を伴わない事由により取得した場合を除く。  
※新築…新たに建築された住宅又は建築後使用されたことのない工事完了から2年以内の住宅
3. 当該住宅の表示、所有権の保存又は移転の登記がなされ、若年者又は若年夫婦いずれかが所有者であること。
4. 専用住宅にあつては床面積、併用住宅にあつては専ら自己の住居の用に供される部分の床面積が60平方メートル以上であること。
5. 2親等以内の親族から購入したものでないこと。
6. 対象住宅について、稲敷市結婚新生活支援補助金（住宅取得費用）の交付を受けていないこと。
7. 申請日現在において、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）及び申請者と同一世帯に属する者（及び親世帯に属する）全ての者が市税（国民健康保険税を含む）に滞納がないこと。
8. 助成金の交付申請時において若年夫婦世帯、若年子育て世帯及び親世帯が定住していること。
9. 申請者及び申請者と同一世帯に属する者（及び親世帯に属する者）全ての者が稲敷市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
10. 申請期間は、住宅取得日から1年以内であること。

## 提出書類

- ✓ 稲敷市若年夫婦世帯及び若年子育て世帯住宅取得支援助成金交付申請書（様式第1号）
- ✓ 助成対象住宅に係る建物登記簿の全部事項証明書
- ✓ 建築完了検査済証の写し
- ✓ 当該住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し
- ✓ 稲敷市若年夫婦世帯及び若年子育て世帯住宅取得支援助成金交付・評価に係る調査同意書（様式第2号）
- ✓ 母子健康手帳の写し等（出産予定の子がいる場合）
- ✓ その他市長が必要と認める書類



## 三世代の場合

※三世代同居・近居に伴う助成金の交付を受けようとする方は下記書類も必要です。

- ✓ 三世代同居をする方の続柄が確認できる戸籍全部事項証明書  
※ 市が保有する公簿等により確認できる場合は省略可（発行日から1か月以内のもの）
- ✓ 親世帯の構成員に係る稲敷市若年夫婦世帯及び若年子育て世帯住宅取得支援助成金交付・評価に係る調査同意書